

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和 7 年 6 月 12 日

奈良県知事 山下 真

1. 業務概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 業務名 | 令和 7 年度 奈良県におけるドローンを活用した日用品等配送に係る実証実験業務 |
| (2) 業務履行場所 | 奈良県産業部 産業創造課 |
| (3) 業務内容 | 別紙「仕様書」に示す業務委託の内容のとおり |
| (4) 業務量の目安 | 8,789,000 円（消費税及び地方消費税込み）を上限とし、税率は 10%とする。 |
| (5) 履行期限 | 契約締結日から令和 8 年 3 月 24 日（火）まで |

2. 参加資格

提案の資格を有する者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できるもので、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者で営業種目 Q 4 検査・分析・調査業務又は Q 7 諸サービスに登録している者であること。（ただし、参加表明書提出時点において登録が完了していない者については、その時点において当該項目に係る登録申請書類を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととするが、企画提案書等提出締切時点（令和 7 年 7 月 3 日 17 時）までに登録を完了していなければ、本件に関する参加資格を喪失するものとする。）
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2. 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せずその補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他、不正な行為があったとき。

4. 手続き等

- (1) 担当部局
〒630－8501 奈良市登大路町 30 番地
奈良県 産業部 産業創造課（県庁本庁舎 6 階）

TEL : 0742-27-7005 FAX : 0742-27-4473

(2) 業務仕様書の交付方法等

①交付方法

奈良県ホームページ「産業部産業創造課 <https://www.pref.nara.jp/1663.htm>」、又は以下の場所において交付する。

奈良市登大路町 30 番地

奈良県 産業部 産業創造課（県庁本庁舎 6 階）

TEL : 0742-27-7005 FAX : 0742-27-4473

②交付期間

令和 7 年 6 月 12 日（木）から同年 6 月 25 日（水）まで

(3) 参加表明書作成に関する質問の受付及び回答

①提出方法 質問がある場合は、FAX（様式任意）で提出し、電話にて受信の確認をすること。

②提出先 4 の（1）担当部局

③受付期間 令和 7 年 6 月 17 日（火）の午後 5 時まで

ただし、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとし、県の休日を除く。

④回答 令和 7 年 6 月 20 日（金）に下記アドレスの奈良県ホームページに掲載する。

アドレス：<https://www.pref.nara.jp/1663.htm>

(4) 参加表明書の提出

①提出期限 令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 5 時まで

ただし、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとし、県の休日を除く。

②提出先 4 の（1）担当部局

③提出物 参加表明書（以下の様式及び添付資料）

様式 1 参加表明書

様式 2-1 企業の元請実績（元請実績がある場合）

様式 2-2 業務履行証明願（必要な場合のみ）

④提出方法 持参又は郵送（書留、期限内必着に限る）

⑤提出部数 1 部

(5) 企画提案書提出者の選出及び通知

①選出について

参加表明書提出者が多数の場合には、企業の元請実績（様式 2）の件数、概要を審査し、上位 5 者程度を選出します。

②通知について

参加表明書を提出した者には、企画提案書の提出依頼（企画提案書提出依頼書）又は非選出の通知（非選出通知書）を行います。なお、選出結果に対する一切の異議申し立ては認めません。

(6) 企画提案書の提出

①提出期限 令和7年7月3日（木）午後5時まで

ただし、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

②提出先 4の(1)担当部局

③提出物・企画提案書（以下の様式及び添付資料）

様式3 企画提案書

様式4 業務の実施方針など

様式5-1～5-4 企画提案（1）～（4）

見積書 別紙「仕様書」の全ての業務（企画提案書の内容を含む）に要する費用について記載してください。

※企業名が特定されるような表現は控えてください。

また、提出期限を過ぎての提出は認めません。

※見積書のあて先は知事にしてください。

④提出方法 持参又は郵送（書留、期限内必着に限る）

⑤提出部数 企画提案書（様式3）：1部

業務の実施方針（様式4）：8部【原本1部・コピー7部】

企画提案（様式5-1～5-4）：8部【原本1部・コピー7部】

見積書（押印）：1部

※コピーの7部については提案者を判読できるような会社名等の記載を削除してください。

(7) 企画提案書作成に関する質問の受付及び回答

上記（3）参加表明書作成時以外に質問の受付及び回答は予定しておりません。

(8) ヒアリング

企画提案書について、ヒアリングを実施します。以下を予定していますが、詳細については企画提案書提出後に個別に通知します。

①日 時 令和7年7月8日（火）（予定）

②場 所 県庁内（予定）

③出席者 業務担当予定者

④ヒアリング時間 プレゼンテーション（15分）、質疑応答（10分）

(9) 受託事業者の選定

①選定について

参加表明書、企画提案書及びヒアリングを基に、「5. 受託事業者を選定するための評価基準」（100 点満点）について審査し、最高得点者を選定します。ただし、総得点が一定基準（60 点）に満たない場合は、受託業者としません。

②通知について

企画提案書を提出した者には、選定又は非選定の通知をし、選定結果についてはホームページその他の公表手段により公表します。なお、選定結果に対する一切の異議申し立ては認めません。

(10) その他

事務局

〒630－8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県 産業部 産業創造課（県庁本庁舎 6 階）

TEL：0742－27－7005 FAX：0742－27－4473

5. 受託事業者を選定するための評価基準

別紙のとおり

6. 参加表明書の作成等

- (1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 参加表明書の表紙は様式 1 により作成してください。また、すべての添付資料は A4 版以上としてください。
- (3) 企業の元請実績

本委託業務と同種・同規模の業務の元請実績がある場合は、様式 2 に記載してください。実績は元請として受注したものに限るものとし、下請、協力会社、再委託先等、元請として受注していないものは実績として認めません。業務実績の確認方法は次の①～③により行います。

①TECRIS に登録している場合は、様式 2 に登録番号を記入の上、「完了登録」業務カルテ受領書」等実績の内容が確認できる業務計画書の写し・契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付してください。

②①によることができない場合は、業務実績の内容が確認できる業務計画書の写し・契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付してください。

③①と②によることができない場合は、「業務履行証明願（別紙様式 2－2）」を提出して下さい。業務履行証明願（別紙様式 2－2）については、様式内で指定する 1～5 の事項について確認できるものであれば、様式は任意です。

同種・同規模の実績であると審査により認められた元請実績については、5 件 を最大として評価するものとします。（6 件以上提出可）

なお、添付資料により実績が明確に判断できない場合は、実績として認められません。

7. 企画提案書の作成等

- (1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提出書類は全てA4縦長片面とし、文字は10.5ポイント以上とします。
図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象としません。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (3) 企画提案書の表紙は様式3により作成してください。
- (4) 業務の実施方針
業務の実施方針（業務理解度）、実施フロー、工程表（工程計画）について様式4に記載してください。右肩の（商号又は名称）以外に商号又は名称を記載しないでください。なお、枚数は2枚以内とします。
- (5) 企画提案
企画提案（1）～（4）に関する提案について、それぞれ対応する様式に記載してください。なお、どの様式についても枚数は3枚以内とします。該当する様式以外の様式に書かれた提案は、評価の対象としません。
- (6) その他
 - ①提出された提案書等は、内容の審査以外の目的で提出者に無断で使用はいたしません。
 - ②選定されなかった提出者の提案書等は希望者のみ返却します。
 - ③提出された提案書等の提出期限以降における再提出は認めません。
なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。
また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。
 - ④提出期限までに提案書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなします。
 - ⑤プロポーザルは調査、検討及び業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部（報告書等）の作成や提出を求めるものではありません。なお、これに逸脱する内容を含む提案書については、提案を減点又は無効とする場合があります。
 - ⑥原則としてプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止します。
 - ⑦提出書類について、この書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。
 - ⑧必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- (7) 見積について
見積において、業務量の目安として示している限度額を超えている場合、もしくは、業務仕様書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については、選定しません。
- (8) 辞退について
企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

8. その他

(1) 契約の締結

「4. 手続き等」の「(9) 受託事業者の選定」により選定した最優秀提案者と契約を締結します。ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

(2) 契約保証金

奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月規則第 14 号）第 19 条の定めるところによるものとします。

(3) 本業務仕様書等により得た情報は、参加表明書又は提案書の作成以外の目的に使用してはなりません。

(4) 本業務仕様書及び選定された提案書に基づき、特記仕様書を作成することとし、この特記仕様書に基づき契約することとします。

(5) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に要した費用は、提出者の負担とします。

(6) 本業務の契約までの手続き及び履行にあたっては、「令和 7 年度 奈良県におけるドローンを活用した日用品等配送に係る実証実験業務公募型プロポーザル実施要領」によるものとします。

(7) 募集及び契約については、県の都合により中止することがあります。この場合、損害賠償は行いません。

(8) 提案者が 2 者に達しない場合の取扱い

参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、選定審査会にて事業者の提案書を総合的に判断することとします。ただし、受託業者とするためには、総得点が 60 点以上で、かつ、審査会の合議により認められることを必要とし、これを満たさない場合は、受託業者としません。

(9) 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

①役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

②暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤前２号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥この契約に係る下請契約に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦この契約に係る下請契約に当たって、第１号から第５号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- ⑧この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (10) 平成 27 年 4 月 1 日に奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号。以下「条例」という。）が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。
- ①奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- ②本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
- ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
- イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
- オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- ③本業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

以上